

## アスベストによる健康などの相談窓口を設置しています

石綿（アスベスト）による健康被害が全国で報告されていることから、揖斐川町では、次のとおり相談窓口を設置しておりますのでお知らせします。なお町有建物については屋外に露出した吹付けアスベストはありませんでした。一部機械室などの密閉された部屋の天井部などに吹き付けられた可能性の高いものについては、調査機関にて現在調査しています。

### ○揖斐川町相談窓口

項目	役場窓口	電話番号
健康に関する相談	健康福祉部 健康増進課	23-1511
周辺環境・廃棄物に関する相談	健康福祉部 生活環境課	22-2111 内線180
アスベストに関する相談		
町有建物に関する窓口	総務部 総務課	22-2111 内線270

### ○国・県の窓口

項目	窓口	電話番号
健康に関する相談	西濃地域保健所揖斐センター	0585-32-1530
周辺環境・廃棄物に関する相談	西濃地域振興局揖斐事務所環境課 (岐阜県庁内) 大気環境室・廃棄物対策室	0585-23-1111
事業者・労働者に関する相談	(厚生労働省) 岐阜労働局安全衛生課	058-245-8103
	(厚生労働省) 岐阜労働局労災補償課	058-245-8105
	岐阜産業保健推進センター	058-263-2311
	建設業労働災害防止協会岐阜県支部	058-276-3743
	(社) 岐阜県労働基準協会連合会	058-279-3399
アスベスト検査に関する相談	岐阜県保健環境研究所	0583-80-2100
	岐阜県製品技術研究所	058-388-3151
	岐阜県セラミック技術研究所	0572-22-5381

## 平成17年分 公的年金等の源泉徴収票の交付について

厚生年金および国民年金の老齢年金受給者全員に対し、その1年間の年金の支給総額、社会保険料の金額(介護保険料)、源泉徴収税額および控除内容を記載した「公的年金等の源泉徴収票」が平成18年1月31日までに送付されます。

※障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は送付されません。

### ◆確定申告について

年金のみの所得の方は、原則として確定申告をする必要がありませんが、**2以上の年金の支払者に対して「扶養親族等申立書」を提出している方や、年金以外に給与などの所得がある方などは確定申告を行わなければなりません。**

また、確定申告が義務付けられていない場合でも、源泉徴収において控除を受けることができなかったために、源泉徴収額を納めすぎとなっているときに、その税額の還付を受けるために確定申告をすることができます。

このときの添付書類の一つとしてこの源泉徴収票が必要となります。

### ◆源泉徴収票の再交付

「公的年金の源泉徴収票」の再交付については「ねんきんダイヤル(0570-07-1165)」または大垣社会保険事務所(0584-78-5166)で行いますので、早めに手続きをしてください。

※年金受給者本人または配偶者の場合は、電話による再公布の申し込みができるようになりました。

●平成17年中に亡くなられた方の「公的年金等の源泉徴収票」は送付されませんので、再交付の申請と同様に発行手続きをしてください。交付には1ヶ月程度かかります。

※電話による発行の申し込みにつきましては、未支給請求者(死亡された方の未払いになっている年金を請求された方)からの申請であれば受付いたします。